

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 5月14日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530096

研究課題名（和文） 親権法の現代化—ドイツ親権法を窓口として—

研究課題名（英文） The Modernization of The Parental Rights' Law – A Study of German Model

研究代表者

岩志 和一郎（IWASHI WAICHIRO）

早稲田大学・法学学術院・教授

研究者番号：70193737

研究成果の概要（和文）：

子の福祉の確保、とりわけ児童虐待やネグレクトからの子の保護のためには、子、親、家族への支援と、危険な状態への速やかな介入が必要とされる。また、最終手段として親子分離がなされたとしても、可能な限り再統合をはかることが必要である。そのためには、司法と児童福祉行政が、責任共同体としての意識をもって、緊密な連携システムを構築していくことが重要であり、ドイツの連携システムはわが国にとって大いに参考となる。

研究成果の概要（英文）：

In order to protect children against child abuse and to secure the best interest of children, it is necessary to intervene at an early stage and to offer the proper supports. The Intervention must be ordered by the court and the supports are the role of the authorities of child welfare. The intervention and social supports are different in jurisdiction. But what is the most important is close ties between them. In Germany, since 1990 the courts and the child welfare offices work in close cooperation with each other. There is a strong consciousness of the joint responsibility of child protection. The cooperation system of Germany is very useful for our discussion about child protection system.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2010年度	700,000	210,000	910,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	2,600,000	780,000	3,380,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：親権、子の福祉、子の権利、児童虐待、

1. 研究開始当初の背景

1980年代後半から、欧米各国を中心に親権に関する法の改正が行われはじめ、その動

向は、1990年代に入ってから、国連の児童の権利条約によって後押しされてきた。わが国でも、以前から民法の親権規定の改正を

めぐる議論はあったものの、その現実化への踏切はなかなか実現されずに来た。しかし、離婚後の親権・子の監護（面会交流を含む）をめぐる紛争の増加、児童虐待への法的対応の必要性など、現実問題として対応せざるを得ない部分については、児童虐待防止法の制定や改正、民法および児童福祉法の一部改正などによって、立法による対応がとられてきた。またそれと並行して、学界を中心に、そのような弥縫的な対応にとどまらずに民法の親権法規定の抜本的改正の必要性を訴える動きも高まってきており、すでに一部の研究者たちからは、改正案の提示もなされてきている。そのような中において、本研究の研究代表者および連携研究者らは、これまで、そのような改正議論の中において、現代の親権法にとって不可欠な視点は何かを探ることを目的として研究を継続してきており、その間、民法の実体親権法の理念の明確化、その実現のための司法と児童福祉行政の緊密な連携、さらに民間の児童支援団体の積極的な育成と活用が必要であると提案してきた。本研究は、そのような一連の研究の締めくくりとして、位置付けられたものである。

2. 研究の目的

研究代表者らは、親権法の理念が「子の福祉」あるいは「子の権利」の確保にあることを前提として、さらにその確保のためのシステムはどのようにあるべきかを解明するという意図を以って研究を進めてきた。その際、モデルにしたのは、1980年代末から改正作業が進められ、大きく親権法の理念や内容が転換されてきたドイツの立法動向やそれをめぐる議論であった。研究代表者らは、この作業につき、これまで平成17年・18年度、平成19年・20年度の2回にわたって科学研究費補助金を受給して研究を進め、第1回研究では、子の福祉の確保のための行政機関である少年局の基本規範である「少年援助法」の全訳作業を行い、第2回研究では、司法と少年援助の連携の実践例として、ミュンヘン市を調査し、そのモデルを検討した。

本研究は、それら、先に実施した研究を踏まえ、司法と児童福祉行政、民間支援団体の連携・協力の意義とあり方についてより深く検討し、それら連携・協力が現代親権法において重要かつ不可欠な要素となることを積極的に提案していくことを目的として企画された。その際、目的をより確実に、かつ有効に実現するために、ドイツの少年援助についてもっとも著名な研究者の一人ともいえる前ベルリン工科大学教授ヨハネス・ミュンダー氏の協力を得ることとした。

3. 研究の方法

子の福祉の確保のための諸力の連携は例

えば、離婚後の共同親権の行使の在り方の合意形成、離婚後の非親権者と子との面会交流の合意及びその実施の場など、親権法の諸種の部分で問題となる。本研究では、前2回の研究と軌を合わせ、児童虐待等、子の福祉に危険が及ぶ場合における子の福祉の確保という点に第一次的焦点を定め、そのうえで、必要に応じて、離婚に際しての合意形成、子の意思の確保、さらにいわゆる「赤ちゃんポスト」などを含む子の福祉確保のための民間団体の活動一般にまで範囲を広げて研究を進めることとした。

研究の方法については、まず協力者であるミュンダー教授の著書や論文の検討を行ったうえ、調査項目表を作成し、それを以って、平成21年度末（平成22年3月）にベルリンの家庭裁判所、少年局、民間の少年援助団体に調査を行った。さらに平成22年度の事業として、ミュンダー教授をわが国に招聘し、早稲田大学において、講演会およびセミナーを開催し、研究代表者らがベルリン調査等で得た知見を確認するとともに、直接わが国の研究者らに同教授から、ドイツにおける司法と児童福祉（少年援助）の連携の実態について紹介、説明を受ける機会を提供した。最終年度である平成23年度には、上記調査および報告などを整理して、成果報告書（資料集）を作成、公刊するとともに、連携研究者高橋由紀子帝京大学教授が、シュトゥットガルトモデルの調査のため、同モデルの実践例としてデュッセルドルフ市の少年局および民間団体に関する調査を行った。

4. 研究成果成果

(1) 子の福祉の危険と法的対応の段階

ドイツの場合、児童虐待に特化した法的対応は存在せず、虐待を含め、より広い「子の福祉に危険が及ぶ場合」という枠組みで、法的対応がとられている。その法的対応は、大別して4つの段階に分けることができる。子の福祉の危険についての手掛かりを得て、児童福祉当局（少年局 **Jugendamt**）が危険の評価をし、あるいは緊急の場合には子を一時保護する第1フェーズ、その評価に基づいて援助計画を策定し、福祉的援助（少年援助 **Jugendhilfe**）の給付を行う第2フェーズ、家庭裁判所の手続を喚起し、審理、決定を得る第3フェーズ、家庭裁判所の決定に従って親の配慮 **Elterliche Sorge** の剥奪等の介入的処置が実施され、後見・保護が開始する第4フェーズである。このうち、第3フェーズは親の配慮への介入であり、司法作用の段階であるが、他は原則行政作用である。このような流れはわが国の場合とも同様のところがあるが、最も大きな特徴は、親による保護・養育に対する「介入より援助の優先」というコンセプトが貫かれているところにある。

る。このような仕組みは、1979年と1997年の2回にわたるドイツ民法(BGB)の親権規定の抜本的改正と、1990年に制定された児童福祉の基本法である少年援助法(連邦社会法典第8編 SGBVIII)とによって形づくられたものであり、さらに2008年には「家事事件ならびに非訟事件手続に関する法律」(FamFG)の制定によって、手続規定も一新された。しかし、2000年代に入ってから全国に衝撃をもたらした大きな児童虐待事件が連続したこともあり、近時もおお制度の検討と改正作業が進められてきている。

(2) 少年援助の段階(第1・第2フェーズ)

親による子の養育の過程において、子の福祉に危険が及ぶ要因は、ネグレクト、身体的虐待、精神的虐待、性的虐待などはもちろん、価値観の対立からくる親と子の衝突、生活能力あるいは養育能力の低さ、アルコール依存や薬物摂取、負債や貧困など、さまざまである。それらのすべてが、即、親の配慮の制限や剥奪に結びつくわけではなく、最初は、子に起きている事態を把握し、社会的支援を通じて危険を除去する試みが行われる。それが第1と第2のフェーズである。

このうち第1フェーズの活動の主体は少年局であり、その中心的な行動基準を定めるのが、SGB8条aの規定である。このSGB8条aは、2011年の「児童ならびに少年の積極的な保護の強化のための法律(連邦児童保護法)」によって改正され、さらに新たに8条bが置かれるに至っている(これらの規定については、後掲・岩志和一郎・鈴木博人・高橋由紀子、親権法の現代化—ドイツ親権法を窓口として—(平成21年度—23年度科学研究費補助金(基盤研究C)研究成果報告書(2012.3)に翻訳がある)。

第1フェーズは、子の福祉の危険の度合に関する評価の段階である。少年局が通報等によって子の福祉の危険についての有力な手掛かりを得たときは、複数の専門職が協力し、危険の度合いを評価する(SGBVIII8条a1項1文)。評価にあたっては、当該児童若しくは少年の有効な保護に問題が生じない限りにおいて、少年局は身上配慮権者ならびに児童もしくは少年を危険の評価の中に含めなければならない。また専門職の評価のために必要とされる限りにおいて、児童ならびにその児童と身近な関係にある者たちから直接的な印象を取得しなければならない(SGB8条a1項2文)。このうち直接的印象の取得は、従来問題となっていた家庭訪問を可能とするものであり、上記連邦児童保護法によって改正、導入されたものである。

評価の結果、裁判所による親の配慮の制限に関する処置が必要であると判断されるときは、少年局は家庭裁判所にその手続を喚起する(同条2項1文)。また、緊急性があり、

裁判所の判断を待つことができないときには、少年局が子を一時保護する義務を負う(同2文)。

一方、少年援助を行うことが適切かつ必要であると考えるときには、少年局は、身上配慮権者もしくは教育権者にこれを提供しなければならない(SGBVIII8条a1項3文)。この援助の提供の段階が第2フェーズであり、援助がある程度長期にわたると予想されるときには、少年局の複数の専門職が、身上配慮権者および子と協力し、援助の実施にあたる施設やサービスの担体とも協議して、援助計画の作成を行う(SGBVIII36条2項)

ドイツでは少年援助の給付は、そのほとんどが民間の援助の担体(Freier Träger, SGBVIII75条)を通じて行われるが、それらの担体が保護の任務にあたるについては、「当該問題について経験のある専門職」の参加が義務づけられている(SGBVIII8条a4項2号)。ここにいう「当該問題について経験のある専門職」とは、実際に仕事にあたる専門職のための相談者であり、それゆえ、子の福祉の危険の形態や原因についての知識、家族内や援助の中で起きる子に対する暴力の動態についての知識、親の教育能力や柔軟性を評価できる能力、他の専門職を支援できるだけのスーパーバイザー的知識などを持っていることが求められる。このように、第1、第2フェーズにおける子の保護の任務は、少年局においても、民間の担体においても、専門教育を受けた職員(専門職)がこれを担う。

提供される援助の中心は、教育援助 *Hilfe zur Erziehung* といわれる援助である。身上配慮権者は、児童もしくは少年の教育を行うにあたり、その福祉に合致する教育が保障されず、かつ援助がその発達に適切かつ必要であるときは、教育援助を請求する権利を有する(SGBVIII27条1項)。この教育援助には、教育相談(個人的な問題および家族に関する問題の克服、別居や離婚の際の問題に関する相談 SGBVIII28条)、子のソーシャル・グループワークへの参加(発達障害や問題行動の克服 SGBVIII29条)、社会教育学的家族援助(集中的な世話と介助を通じて行われる、家族の日常の問題の克服、葛藤と危機の解決、官庁等との接触に関する支援および自助への援助 SGBVIII31条)、デイ・グループでの子の教育(日中のグループ教育による子の発達および親の労働の支援 SGBVIII32条)、里親養育(SGBVIII33条)、入所型施設(ホーム)での教育(SGBVIII33条)などが存在する。

(3) 司法による親の配慮への介入の段階(第3フェーズ)

少年局による教育援助は、身上配慮権者の意思に反して行うことはできない。子の福祉に危険が及ぶおそれがあり、身上配慮権者によって拒否されても援助が必要であると考

える場合には、少年局は家庭裁判所の手続を喚起し（SGBⅧ8条a3項）、その決定を待たなければならない。この親の配慮権に対する介入のフェーズについては、先に触れた悲惨な虐待事件の発生をうけて、2008年に「子の福祉に危険が及ぶ場合において家庭裁判所の処置を簡易化するための法律（介入簡易化法）」により、法的対応方法の改革が図られた。その改革の主要な点は二つある。

第1は、親の配慮への介入の基本規定であるBGB1666条について、第1項を「子の身体的、知的もしくは精神的な福祉、または財産が危険にさらされており、かつ親が危険を防止しようとしないうち、または危険を防止できる状態にないときは、家庭裁判所は危険の防止のために必要な処置をとらなければならない」と改正した上、第3項において、その「必要な処置」について、「1 児童ならびに少年援助の給付や保健福祉援助等の公的援助の受給を求める命令。2 就学義務の遵守に配慮を求める命令。3 一時的もしくは無期的に家族の住居または他の住居を使用すること、住居周辺の一定範囲に滞在すること、または子が通常滞在する他の特定の場所を訪問することの禁止。4 子と連絡を図ること、または子との遭遇を試みることの禁止。5 親の配慮の権利を有する者の意思表示の代行。6 親の配慮の一部または全部の剥奪」として、例示して列挙したことである。子の福祉の危険防止のための処置は、従来家庭裁判所の裁量に委ねられており、必要性の原則と相当性の原則によって決定されてきた。それゆえ列挙された処置も従来から認められてきた処置であるが、結果的には配慮権の一部または全部の剥奪という処置が多かった。従来から、家庭裁判所による処置相互の関係については、BGB1666条aで、「父母の家庭からの子の引き離しを伴う処置は、公的援助を含め、他の方法では危険を回避できないときに限り許容される」（1項1文）、また「身上配慮は、他の処置では効果がないとき、または他の処置では危険の回避のためには不十分とみられるときにかぎり、その全部をなく奪うことが認められる」（2項）とされてきた。にもかかわらず、最終処置とでもいべき剥奪が多かったのは、深刻な状況になってからの介入が多く、より穏やかな処置では済まない事案が多かったことによるといわれている。そこで、より早期の段階での介入の判断を促し、より軽度の介入で効果的に子の危険を回避することを意図したのである。

介入簡易化法による改革の第2は、旧非訟事件手続法（FGG）の中に、裁判所が処置を決定する前に、子の福祉の危険に関する親との話し合い *Erörterung* の規定を置いたことである（旧FGG50条f）。この規定は2008

年の家事事件手続法に引き継がれ、その157条は「BGB1666条および1666条aの手続において、裁判所は親と、また相当な場合には子とも、子の福祉に危険が及ぶ可能性が、とくに公的援助によっていかに防止されるか、また必要な援助を受給しない場合にいかなる結果が生じるのかを話し合うこととする。裁判所は、少年局を期日に召喚するものとする」（FamFG157条1項）と定めている。この話し合いの目的は、裁判所という機関の権威をもって親に対して公的援助の請求および少年局と協力を働きかけ、介入的な処置に至ることなく子の福祉に危険を防止するところにある。このことは、家庭裁判所の裁判官は、子の福祉の危険と必要な配慮権への介入に関する単なる糾問者であるだけでなく、国家による予防的な児童保護の機関でもあるということを示している。

この話し合いで解決できないときには、家庭裁判所が保護処置の決定を行う。この決定は、危険防止のために親の配慮への介入が必要かどうかの判断であり、少年局が専門的にみて適切かつ相当な援助を給付するのに適した前提条件を今一度形成するものである。審理および判断にあたっては、家庭裁判所が職権で調査し（FamFG26条）、自らの裁量で行うことはいうまでもないが、少年局には子の身上配慮の手続に協力する義務があり（SGBⅧ50条1項）、手続に召喚される（FamFG162条1項）。また、少年局は提供した給付についての情報を提供し、子の発達についての社会的見解を示し、援助の新たな可能性（援助計画）を示す（同2項）。実際には、少年局は裁判所の手続を喚起する際に、処置に関する一定の提案を付することが多く、その提案と裁判所の判断の相関関係は強い。

(4) 介入処置の実行の段階（第4フェーズ）？裁判所の決定が確定したときには、配慮権者の意思にかかわらず、その処置が実行される。もっとも重大な介入的処置は親の配慮の一部あるいは全部の剥奪であるが、この場合には、親の他方が親の配慮を行使する場合を除き、裁判所によって、一部剥奪の場合には当該職務の部分について保護人 *Pfleger* が（BGB1909条1項）、全部剥奪の場合には後見人 *Vormund*（BGB1774条）が選任される。保護人や後見人は個人や法人でもなりうるが、配慮権剥奪の場合には、引き受ける者が少ないこともあって、少年局が選任されることが多い。これを官庁保護 *Amtspflegeschaft*、官庁後見 *Amtsvormundschaft* という。

この場合、少年局は官庁保護人、官庁後見人とはなるが、その職務は個別的に少年局の公務員または職員に委託されて行われる（SGBⅧ55条）。しかし、官庁保護、官庁後

見の数が多いこともあってその職務の遂行がおざなりになるという問題があり、事実この点に因を有する大きな虐待事件も発生した。そのため、2011年6月29日の「後見法および世話法の改正に関する法律」(BGBl.I,S.1306頁)により、「後見人は被後見人と直接に *persönlich* 接触しなければならない。後見人は、個別事案において訪問間隔の長短または場所について別段の必要がない限り、原則として月に1回、通常環境の中で被後見人を訪問するものとする」(BGB1793条1項a)とするなど、直接的関係の中で任務の遂行を求める規定の創設、一人の公務員や職員に委託できる官庁保護や官庁後見の件数を上限50件に制限する規定(SGBVIII55条2項、3項)の創設などが行われた。

親の配慮の一部あるいは全部の剥奪があり、保護や後見が開始した場合には、少年局は援助計画を作成して、子の教育援助にあたる。教育援助の請求者は身上配慮権者であるから(SGBVIII27条1項)、後見人あるいは身上配慮について代行権を有する保護人が援助の請求を行うことになり、援助計画の作成にも協力することになる(SGBVIII36条2項)。

親の配慮の全部あるいは身上配慮を剥奪された親は教育援助の申請をする権利を有さず、それゆえに、援助計画の作成にあっても参加を予定されていない。しかし、教育援助が里親養育 *Vollzeitpflege* (SGBVIII33条)や施設養育 *Heimerziehung* (SGBVIII34条)の形で行われる場合(親の配慮の剥奪の場合はこの形が通常となる)には、「養育人もしくは施設内で教育に責任を負う者と親は、児童もしくは少年の福祉のために協力するよう努めるものとする」というSGBVIII37条1項1文を根拠に、この協力義務を補完するものとして、親子関係の維持あるいは確認に役立ち、その結果児童もしくは少年が良好に世話されることになる場合や、元の家庭への子の復帰あるいは親の配慮の回復が可能である場合には、配慮権を剥奪された親であっても、援助計画作成への参加が望ましいとされている。

里親養育や施設養育など、元の家庭から分離して子が他者養育 *Fremderziehung* されている場合には、その期間的な見込みが援助計画の中に示されるべきものとされる。元の家族への子の復帰は他者養育の重要な目的であるが、その復帰には元の家族の教育条件が、再び子を自ら教育できるほどに改善されている必要がある。その改善のために、少年局は、教育相談、精神治療、家族治療など、社会教育学的あるいは治療的援助、就職、居住条件の改善、父母間の葛藤の緩和など、家族のインフラを改善するための援助などを給付し、親の教育の能力の強化や、教育困難

の原因の除去のための支援を行う(SGBVIII37条1項2文)。

また、他者養育に付されている間も、子と元の家族との関係を助成する(同3文)。ドイツでは、子と親との交流は親の義務であり権利であるが、それにもまして子の権利であると位置づけられる(BGB1684条1項)。交流権は親の配慮の帰属とは無関係であり、したがって、親の配慮が剥奪された親との間でも、援助計画の中で親と子の接触の機会を設定することは行われてきている。ただ、子の福祉のために必要である場合には、家庭裁判所は交流権を排除することができ(同条4項)、重大な虐待事案では、たとえ親が交流を求めても、そのような排除がなされる可能性が高い。

長期間他者養育の処置がとられる場合には、その期間内に養子縁組、養子縁組の可能性が考慮されなければならない(SGBVIII36条1項2文)。また、他者養育の処置がとられている期間内に、元の家庭での教育条件の持続的な改善が達成されなければ、関係者と協力し、子の福祉を増進し、かつ永続的に構想された他の生活設計が策定される(SGBVIII37条1項4文)。

子の保護権に関して相当長期にわたる処置をとったときは、裁判所は適当な周期をもって、これを再審理しなければならない(FamFG166条2項)。ここにいう子の保護権に関する処置にはBGB1666条および1666条aの処置も含まれる。この周期の長さについての定めはないが、親の配慮の剥奪の場合には2年ほどといわれている。また、BGB1666条ないし1667条の処置を見合わせたときは、裁判所は適当な時間的間隔、通常は3カ月、をおいて一度だけこれを再審理するものとする(同条3項)。BGB1666条ないし1667条の処置は、子の福祉に対する危険が存在しないとき、または処置の必要性が認められないときには、取り消されなければならない(BGB1696条2項)。これらの見直しは裁判所の職権によるものであるが、少年局になおその処置の必要性があるか否かを確認して行うのが通例である。

(5) わが国への示唆

児童虐待からの子の保護について、何をもちてその目的を達したといえるかはむずかしい。当面の肉体的、精神的危険、あるいは生命の危険を防止することが重要であることはいうまでもないが、それは到達点なのではなく、子が健全に成長しうる状況を作る作業の出発点でもある。

ドイツでは、子の福祉に及ぶ危険の種類や程度に応じたフェーズごとに中心となる機関は異なっても、司法判断の際に強制的な協議の場を設けて親に社会的な援助の受給を説得し、また処分の一つとして受給を

命ずるなど、司法と児童福祉行政を連携させ、実効性のある処置をスムーズにとることができるようにシステムが組み立てられている。このような連携システムの背後には、少年局と家庭裁判所はそれぞれに異なる役割を有してはいるが、その分担は相互遮断的なものではなく、子の保護の責任共同体 *Verantwortungsgemeinschaft* として、家庭裁判所の権威と少年局の児童保護の任務を接合させ、その潜在能力を發揮させることが相当であるという考え方が存在する。わが国においては、司法と行政の機能の違いということからそのような制度を設けることは法制的にむずかしいと言われるが、司法と行政の峻別という点ではわが国以上に厳しい目を持つドイツにおいて、そのような考え方が基礎に置かれているということは、親権制度を中心に、子の保護のためのシステムを構築しようとする際には、大いに示唆的であるといえることができるであろう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計9件)

2011年

- ① 岩志和一郎、許末恵他、シンポジウム「親権法グループ中間報告会」、Ⅲ親権概念等に関する検討、戸籍時報 673号、2011、10 - 20頁、査読無
- ② 岩志和一郎、子の利益保護のための親権の制限と児童福祉の連携、法律時報 83巻12号、2011、18 - 23頁、査読無
- ③ 高橋由紀子、ドイツの交流保護制度—親子の面会交流実現のための親権制限—、帝京法学 27巻2号、2011、15 - 46頁、査読有
- ④ 鈴木博人、"親子関係における匿名性の問題、in, Future of Comparative Study in Law: The 60th anniversary of The Institute of Comparative Law in Japan, Chuo University Press, Tokyo, 2011, 24頁
- ⑤ 岩志和一郎 (翻訳)、ヨハネス・ミュンダー、子の福祉に危険が及ぶ場合における少年援助と司法の協力、比較法学 45巻2号 99 - 116頁、2011

2010年

- ⑥ 岩志和一郎、子の権利保護のための諸力の連携—ドイツ親権法の展開—、早稲田法学 85巻2号、2010、1 - 50頁、査読有
- ⑦ 岩志和一郎、許末恵他、シンポジウム「家族法改正を考える」Ⅴ親権法等—親権法等に関する整理—、戸籍時報 659号、2010、2 - 45頁、査読無
- ⑧ 高橋由紀子、ドイツの交流権行使と支援制度、帝京法学、査読有、26巻2号、2010、81-119頁、査読無
- ⑨ 鈴木博人・高橋由紀子他、親権法及び関連法改正提案、戸籍時報、650号、2010、4 - 13頁、査読無

〔学会発表〕(計2件)

- ① 岩志和一郎、家族法改正研究会第2回シンポジウム「親権法グループ中間報告会」、親権概念等に関する検討、家族法改正研究会、2011年6月12日
- ② 岩志和一郎、家族法改正研究会第1回シンポジウム「家族法改正を考える」、親権法等—親権法等に関する整理—、家族法改正研究会、2010年6月20日

〔図書〕(計1件)

2012年

- ① 岩志和一郎・鈴木博人・高橋由紀子、親権法の現代化—ドイツ親権法を窓口として—(平成21年度—23年度科学研究費補助金(基盤研究C)研究成果報告書)、2012.3

6. 研究組織

(1) 研究代表者

岩志和一郎 (IWASHI WAICHIRO)
早稲田大学・法学学術院・教授
研究者番号：70193737

(2) 研究分担者

(3) 連携研究者

鈴木博人 (SUZUKI HIROHITO)
中央大学・法学部・教授
研究者番号：90235995

高橋由紀子 (TAKAHASHI YUKIKO)
帝京大学・法学部・教授
研究者番号：3024008919